

## 婚姻届の記載上の注意

すべて日本語(漢字、カタカナ、平仮名)で記入して下さい。英語やくずした字体の届出は受付出来ません。

書き間違えてしまった場合は、二重線で消し、二重線の上から印鑑を押し(ない場合は右手親指で押印、色は朱または赤)、空いている箇所に正しい文字を記入して下さい。修正液は使用しないで下さい。

- (1) 氏名の欄: 当事者が日本人であれば婚姻前の氏名を記入してください。  
外国人配偶者の氏名は、出生証明書(あるいは外国旅券)にある通りに、カタカナでラストネームを氏の欄に、ファーストネーム、ミドルネームの順序で名の欄に記入して下さい。ふりがなは平仮名で記入して下さい。ジュニア、サード等はミドルネームの後ろにお書きください。  
生年月日は、日本人は和暦で、外国人配偶者は西暦で記入して下さい。
- (2) 住所の欄 今住んでいる米国内の住所を記入して下さい。  
(例: アメリカ合衆国コロラド州デンバー市南エービーシー通り100番アパートビー123号) Salt Lake City はソルトレイクシティ市とお書き下さい。
- (3-1) 本籍 戸籍にあるとおり、地番まで、ハイフンなどで番地を省略せずにお書きください。  
外国籍者の場合は国籍(例: アメリカ合衆国)を記入して下さい。
- (3-1) 父母の氏名 父母の婚姻が継続している場合は、母の氏を記入する必要はありません。外国人配偶者の父母は、ラストネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順で記入して下さい。養父母がいる場合はその氏名もお書きください。
- (4-1) 婚姻後の氏 日本人同士の婚姻であれば、どちらかにチェックしてください。  
配偶者が外国籍の場合は、チェックしないでください。
- (4-2) 新しい本籍 戸籍の筆頭者でない場合(父または母が筆頭者の戸籍に「長女」「長男」として入っている場合です)、希望する本籍地を地番まで、ハイフンなどで省略せずに記入して下さい。  
日本国内に限ります。婚姻前の本籍地と同じ地を書いていたいただいても結構です。  
現在の本籍地と異なる地番や、異なる市区町村に新本籍を編成される方は、その地が本籍地として使用できるかどうか、役場にあらかじめ確認を取って下さい。(書かれた地に実際に住んでいるとしても、その地が住所地としては有効でも、本籍地としては使用できないことがございます。必ず確認してください。)
- (5) 同居を始めたとき 和暦でお書きください。(例: 平成28年3月)
- (6) 初婚・再婚の別 再婚の場合は、死別日または離婚日をお書きください。米国で離婚している場合は、離婚日は判決謄本にある最終判決日となります。書かれた日付を確認できる書類(例: Divorce Decree、Death Certificate 等)を1部、提出してください。
- (7) 世帯の仕事 当てはまる箇所にチェックしてください。
- (8) 夫妻の職業 国勢調査の年のみ、記入します。職業例示表がない場合は国籍調査の年ではないため、記入しないでください。
- (9) その他の事項欄 婚姻年月日を記入し、アメリカ合衆国コロラド州(或いはユタ州、ニューメキシコ州、ワイ

オミング州)の方式により婚姻成立、とし、婚姻証明書の発行機関の名(デンバー郡、ソルトレイク郡等)を記入して下さい。

(10)届出人の欄 日本人は**婚姻前の氏名**を日本語で書き、印鑑で押印、または右手親指で拇印を押して下さい(色は朱または赤)なお、印は任意です。外国人配偶者の署名は必要ありません。

(11)右ページの証人欄 **まだどこの国でも婚姻が成立しておらず、日本人同士で日本式の婚姻届をされる方のみ**、二人の証人(成人であること)が必要です。この場合、証人も含め、全員の身分証明書および連絡先が必要となります。

## 【婚姻届提出の際に添付する書類一覧】

### (イ)夫、妻の両人が日本国籍者の場合

1. 婚姻届 2通
2. 婚姻証明書(Marriage Certificate) 2通
3. 同和訳文 2通
4. 夫、妻の日本旅券(顔写真ページのみ)及び  
米国滞在資格(例:グリーンカード、ビザ等)のコピー 各1通
5. 連絡確認表

### (ロ)夫、妻のいずれか一方が外国籍者の場合

1. 婚姻届 2通
2. 婚姻証明書(Marriage Certificate) 2通
3. 同和訳文 2通
4. 外国人配偶者の出生証明書(または届出時と婚姻時に有効なパスポート) 2通
5. 同和訳文 2通
6. 夫、妻の日本旅券(顔写真ページのみ)及び  
米国滞在資格(例:グリーンカード、ビザ等)のコピー 各1通
7. 連絡確認表

上記必要書類のうち、婚姻証明書、外国人配偶者の出生証明書(あるいは有効なパスポート)につきましては、**一枚は必ずオリジナル(又は notarized copy/certified copy)**を提出して下さい。残りの1枚はご自分でコピーしたものでかまいません。

和訳文は当事者で作成していただいて結構です。必ず訳者の氏名(戸籍にある氏名)をお書き下さい。

**外国人との婚姻により氏の変更を希望される方は、婚姻届とは別に「外国人との婚姻による氏の変更届」が必要です。この届は婚姻成立後、6ヶ月以内に限り、当館へ届出ることが可能です。**

**6ヵ月を経過してから氏を外国人配偶者の氏に変更したい場合、あるいは複合姓を希望される場合(例:スミス外務 花子)は当館で受け付けることができないため、日本にある家庭裁判所へご相談ください。**